

三島市立公民館管理規程

この規程は、三島市立公民館条例施行規則第 11 条の規定に基づき、三島市立公民館の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

1 団体登録について

公民館を使用するには、使用承認の申請前に使用したい公民館へ団体登録しなければならない。また、団体登録は毎年度更新の手続きをしなければならない。ただし、議員（個人）が、広く一般市民に呼びかけて、市政、県政、国政報告会等を行う場合は、団体登録をしないで使用承認の申請を行うことができる。

（１）登録の要件

- ・ 5 人以上で構成された団体であること。ただし、中郷・北上の多目的ホールの使用は 10 人以上で構成された団体であること。
- ・ 構成員の半数以上が三島市在住又は在勤・在学であること。
- ・ 講師は代表者にはなれないこと。
- ・ 講師自ら団体の運営に関わり、会員募集や指導料を徴収していないこと。
- ・ 構成員から徴収する会費は、主たる活動費に充て経理が明らかであること。
- ・ 講師謝礼金が著しく高額でないこと。

（２）登録できない団体

- ・ 既に登録した団体と活動内容が同じで、構成員の半数以上が同一である団体。
- ・ 構成員又はその一部が暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（反社会的勢力）である団体。

（３）提出書類

- ・ サークル・団体活動登録申請書及び活動内容調査用紙、会員名簿とする。ただし、別表に掲げる区分に応じ、活動内容調査用紙、会員名簿を省略することができる。

（４）登録の取り消し

- ・ 法令及び当該規程の違反、虚偽の申請などが認められた場合は、登録を取り消すことができる。

2 公民館を使用できない活動について

（１）全般

- ・ 社会教育法第 20 条に規定する公民館の目的に反すると認められる場合。
- ・ 施設又は附属設備を損傷するおそれがあると認められる場合。
- ・ 管理運営上支障があると認められる場合。（公民館条例施行規則第 9 条、10 条）
- ・ 公の秩序や善良な風俗を乱すおそれがあると認められる場合。
- ・ 団体の構成員以外の人を使用する場合。ただし、既存のサークル団体等が新たな構成員を獲得するための催し等を行うことなどを館長が認めた場合は除く。

（２）営利に関して

- ・ 主たる目的が物品の販売または企業の広告、宣伝等にあたる等営利を追求するものである場合。

三島市立公民館管理規程

- ・自宅などで教室を開設している講師が、一連の事業の一環として公民館で同様の教室を数多く開催する場合や発表会を行う場合。
- ・その他公民館の非営利性に対する市民の信頼を損なうような営利活動である場合。

※ただし、下記の場合は使用できる。

- ・法律等の規定により、当該会社が地域住民に事業説明等を行う場合。

(3) 政治に関して

- ・政策や政治に関する学習活動等のうち、その事業の参加者にとどまらず、公民館使用者一般に対する示威的行為や勧誘を伴うものである場合。
- ・公職選挙法に基づく個人演説会を除く、選挙運動としての演説会、集会、討論会、決起大会等及び後援会の結成大会等を行う場合。
- ・その他公民館の政治的中立性に対する市民の信頼を害するような政治的活動を行う場合。

※ただし、下記の場合は使用できる。

- ・政党及び議員等の後援会、政治団体、議員が、広く一般市民に呼びかけて、市政、県政、国政報告会（政治学習会、勉強会、時局講演会等を含む）を行う場合。
- ・選挙期間中公職選挙法に規定された個人演説会を行う場合。

(4) 宗教に関して

- ・特定の宗教の儀式又はその布教若しくは勧誘を伴う活動である場合。
- ・その他公民館の宗教的中立性に対する市民の信頼を害するような宗教的活動を行う場合。

※ただし、下記の場合は使用できる。

- ・宗教団体~~が~~会員だけの講演会、学習会を行う場合。

3 使用承認の申請について

(1) 受付期間

- ・申請書の受付期間は、使用日の属する月の3ヶ月前の1日から3日前までとする。ただし、1日が日曜日・祝日（中郷・北上にあっては月・土曜日を含む）の場合は、当該日の翌日からとする。
- ・使用日の2日前に施設に空きがある場合は、当該施設の申請書を受付することができる。
- ・当該月の申請書の受付開始日に調整会を実施する公民館にあっては、調整会の翌日0時からインターネットで申請することができる。

(2) 受付時間

- ・午前9時～午後5時（インターネットでの申請を除く）

(3) 受付場所

- ・各公民館事務所（インターネットでの申請を除く）

(4) 調整会

- ・施設を使用する団体が、当該月の申請書の受付開始日に集まり、限りある施設を公平か

三島市立公民館管理規程

つ有効に使用する事を目的として開催する。使用希望日時、会場が重複した場合は、抽選の前に当該団体同士で調整を行うこととする。

4 使用時間（時間帯）について

- (1) 午前 9:00～12:00
- (2) 午後 13:00～17:00（中郷・坂の全館と北上の多目的ホール・錦田の講堂以外）
午後 ①13:00～15:00 と②15:00～17:00（北上の多目的ホール・錦田の講堂）
- (3) 夜間 18:00～21:00
- (4) その他 月曜・祝日は 17:00 で閉館（北上・錦田・坂）
日曜・祝日は 17:00 で閉館（中郷）

5 使用回数について

(1) ひと月の使用回数

- ・1 団体につき、ひと月 2 回（2 コマ※）までとする。
- ・使用する内容により複数の施設を使用せざるを得ないと認められる場合は、同じ時間帯での使用であれば 1 回（1 コマ）とする。
- ・使用日の 2 日前（閉館日は含めない）から当日に申請し、使用した場合はこれを使用回数に含めない。

※「コマ」とは、施設ごとに使用の時間帯を「午前」、「午後」、「夜間」等と区分した単位で、それぞれ「1 コマ」とする。したがって、午前・午後、午後・夜間と続けて使用する場合は 2 回（2 コマ）となる。

6 特別使用承認の申請について

- ・貸出施設以外の施設等を使用する場合は、特別使用承認申請書を館長に提出し承認を受けなければならない。また、ひと月の使用回数 2 回（2 コマ）を超えて使用する場合も同様とする。

附則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

三島市立公民館管理規程

参考

○社会教育法

(目的)

第 20 条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

○三島市立公民館条例施行規則

(使用者の遵守事項)

第 9 条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 物品の販売その他の商行為をしないこと。
- (2) 教育委員会の許可を受けずに広告物、印刷物等の掲示又は配布をしないこと。
- (3) 施設、附属設備、備品等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちに職員に届け出ること。
- (4) 教育委員会の許可を受けずに火気等を使用しないこと。
- (5) 入場者の安全確保の措置を講ずること。
- (6) 入場者に次条各号に掲げる行為をさせないこと。
- (7) その他職員の指示に従うこと。

(入館者の遵守事項)

第 10 条 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 騒音又は大声を発すること等により他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 動物(身体障害者補助犬を除く。)を持ち込まないこと。
- (4) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある物品を持ち込まないこと。
- (5) 施設等を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (6) 教育委員会が定めた場所以外の場所に立ち入らないこと。
- (7) 教育委員会が定めた場所以外の場所で喫煙又は飲食をしないこと。
- (8) その他教育委員会が管理上支障があると認めた行為をしないこと。

(補則)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、公民館の管理に関し必要な事項は、別に定める。

○衆議院 質問主意書に対する答弁書（平成 27 年 6 月 19 日）

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十三条第一項第二号の規定は、公民館の政治的中立性を確保するために設けられているものであり、例えば、特定の政党に特に有利又は不利な条件で利用させることや、特定の政党に偏って利用させるようなことは許されないが、公民館を政党又は政治家に利用させることを一般的に禁止するものではない。

三島市立公民館管理規程

別表

区分	区分の説明	例	団体登録 提出書類
公民館事業	公民館が主催する事業	女性学級、生涯学級、成人教室、少年教室、 公民館まつり	不要
官公庁	国及び地方公共団体の役 所、裁判所、国会	三島市各課、税務署、社会保険事務所	不要
一般団体	自主的に活動しているサ ークル及び下記の区分に 該当しない団体	サークル、学校 OB 会、マンション管理組 合、NPO 子ども食堂	○申請書 ○活動内容 調査用紙 ○会員名簿
町内会	地域の自治組織	自治会連合会、体育振興会、老人会、交通安 全協会地区会、消防団	○申請書
青少年団体	青少年の健全育成を目的 とした団体	子ども会、スポーツ少年団、ボーイスカウ ト、ガールスカウト、三島市少年野球育成 会、サッカー協会少年部	○申請書
学校 PTA	学校の教職員、保護者で 構成され、子どもの健全 育成を目的とした団体	PTA 地区会、保護者会、教育研究会 ※仲間で趣味の活動を行う場合は一般団体 とする	○申請書
公共的団体等	公共的な活動を営む団体 ※法人でなくてもよい	農業協同組合、商工会議所、観光協会、社会 福祉協議会、スポーツ協会、地域包括支援セ ンター、民生委員児童委員協議会、シルバー 人材センター、身体障がい者福祉会、保護司 会、猟友会、納税貯蓄組合、防犯協会、政治 団体等（広く一般市民に呼びかけて、市政、 県政、国政報告会等を行う場合）	○申請書